

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

静岡労働局

最終更新日：令和6年3月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) エスディーディー	静岡県静岡市清水区	R5.6.9	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第66条の2	移動式クレーンを用いて作業を行う際、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの	R5.6.9送致
(株) 大場鑄造所	静岡県浜松市中央区	R5.9.20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の清掃を行う際、機械の運転を停止しなかったもの。	R5.9.20送致
(有) 長栄塗装工業	静岡県沼津市	R5.9.20	労働安全衛生法第61条 クレーン等安全規則第221条	無資格の労働者に移動式クレーンの玉掛け業務を行わせたもの。	R5.9.20送致
(有) やまは工業	静岡県島田市	R5.9.20	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上 の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの。	R5.9.20送致
三恵技研工業(株)	東京都北区	R5.10.20	労働安全衛生法第91条	労働基準監督官の質問に対し虚偽の陳述をしたもの。	R5.10.20送致
長岡物産(株)	静岡県伊豆の国市	R5.11.28	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第44条	常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施しなかったもの。	R5.11.28送検
(株) 響	神奈川県横浜市	R6.1.17	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条 クレーン等安全規則第68条	無資格の労働者に移動式クレーンの運転業務を行わせたもの。	R6.1.17送検
(株) E I T A I	東京都千代田区	R6.2.8	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第25条	クレーンを用いて作業を行う際、あらかじめ合図を定めていなかったもの。	R6.2.8送検
ナイトー	静岡県浜松市中央区	R6.2.9	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上 の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの。	R6.2.9送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株)法面家竹川	静岡県下田市	R6.3.12	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第539条の2	ロープ高所作業を行わせる際、ライフラインを設けなかったもの。	R6.3.12送検
山新工業合同会社	静岡県浜松市中央区	R6.3.15	最低賃金法第4条	労働者1名に、3か月間の定期賃金合計約24万円を支払わなかったもの。	R6.3.15送検
(株)一葉	静岡県富士市	R6.3.18	最低賃金法第4条	労働者1名に、2か月間の定期賃金を支払わなかったもの。	R6.3.18送検
(株)L i v e	静岡県掛川市	R6.3.18	労働基準法第15条	労働者1名に、労働契約締結の際、書面により労働条件を明示しなかったもの。	R6.3.18送検
富士ロードサービス(株)	静岡県富士市	R6.3.19	労働安全衛生法第65条 労働安全衛生法施行令第21条 酸素欠乏症等防止規則第3条	マンホールの内部で作業を行わせる際、作業環境測定を行わなかったもの。	R6.3.19送検
カコール(株)	静岡県藤枝市	R6.3.25	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の3	フォークリフトを用いて作業を行う際、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの。	R6.3.25送検